

船舶燃料油類購入仕様書

1. 目的

この仕様書は、下記船舶の運航に必要な燃料油類を購入することを目的とするものである。

2. 品目、規格及び数量

品目	規格	単位	見込数量	見込配分先
A重油	JIS K2205 1種	キロリットル	340KL	フェリーとかしき

※見込数量は契約期間内において「フェリーとかしき」が供給を受ける予定を示したものであるから、増減を生じることがある。

品目	規格	単位	見込数量	見込配分先
軽油	JIS K2204	キロリットル	655KL	マリンライナーとかしき

※見込数量は契約期間内において「マリンライナーとかしき」が供給を受ける予定を示したものであるから、増減を生じることがある。

3. 納入指定場所及び納入方法

那覇泊港において、渡嘉敷村の要求する時間・数量をその都度、速やかに上記船舶の船内タンクに積込み納入するものとする。なお、納入方法については法令を遵守し実施すること。

納入回数については、原則、「フェリーとかしき」は毎月2回～3回給油、「マリンライナーとかしき」は毎日1回～2回給油とする。ただし、航海の都合で変更する場合もある。

4. 納入期間

令和4年4月1日～令和4年9月30日までとする。

5. 価格変動による契約額の変更

契約期間内に、契約単価に著しい変動があった場合には、協議により改訂することができる。(契約単価に著しい変動があった場合とは、下限の変動価格を税抜き3円とする。)

6. 検 査

渡嘉敷村が必要と認めた都度、納入業者は納入燃料に対して分析試験を行う。その結果が不合格と判明したときは、納入業者は渡嘉敷村の指示に従うものとし、指示された事項は速やかに執り行うものとする。

検査に要する一切の費用は、納入業者の負担とする。

7. 検査成績表

渡嘉敷村の指示する場合、納入業者は契約締結後、速やかに社内検査成績表を2部提出して検査職員の承認を得るものとする。

8. 代金の請求及び支払い

渡嘉敷村は、納入業者が油類を納入し、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を納入業者が指定した金融機関の口座へ振込み支払う。

9. その他

(1) 入札時の単価は、1リットルあたり消費税抜きとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、契約者間の協議によるものとする。